

障害者雇用の現状と課題

ライフデザイン研究本部 研究開発室 上席主任研究員 水野 映子(みずの えいこ)

障害者雇用の拡大とその制度的背景

民間企業で雇用される障害者の数は、増え続けており、2016年には47万4千人となった(資料1)。その7割近くを占めるのは身体障害者だが、近年では精神障害者の数の伸びが大きい。

また、実雇用率(常用労働者数に占める障害者数の割合)もほぼ増加の一途をたどっている。2007年には1.55%であった実雇用率は、2016年には1.92%になった(資料2)。

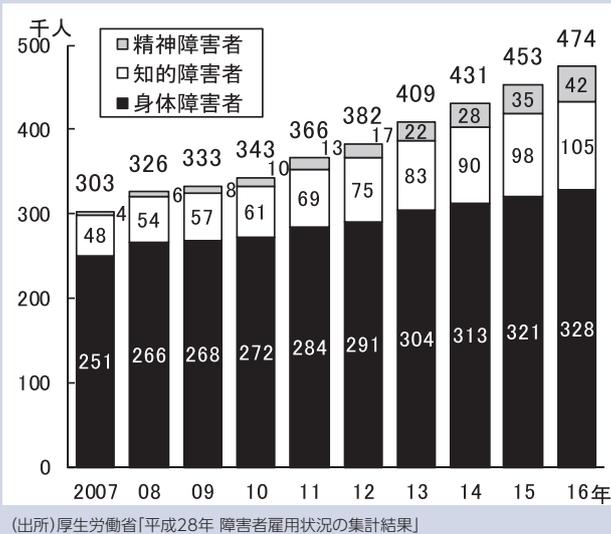
障害者雇用を促した大きな要因のひとつと考えられるのは、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務を事業主に課す「障害者雇用率制度」である。民間企業における障害者の法定雇用率は2012年度までは1.8%だったが、2013年度以降は2.0%になった。さらに、来年度(2018年度)からは経過措置として2.2%になり、2021年度までには2.3%に引き上げられることになっている(国・地方公共団体等、都道府県等の教育委員会も同様に、それぞれ0.3%引き上げ:資料3)。

障害者雇用の「量」と「質」の面での課題

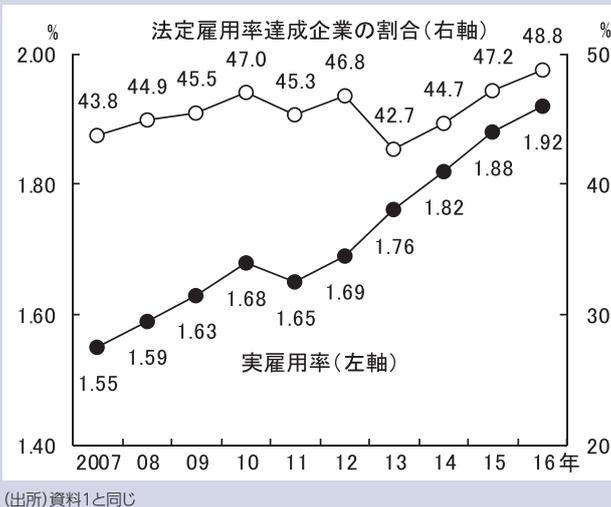
障害者の実雇用率は、前述したように年々増加しているが、現行の法定雇用率2.0%には達していない。また、法定雇用率を達成した民間企業の割合も2013年からは増えてはいるものの、2016年においては48.8%であり、未だ半数に満たない。法定雇用率が来年度から2.2%に引き上げられれば、実雇用率が低い企業は、今以上に障害者雇用に取り組むことが必要になると思われる。

また2016年4月からは改正障害者雇用促進法が施行された。この法律では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や、障害者が働くにあたっての支障を改善するための措置、すなわち合理的配慮の提供義務などが定められている。企業にとっては、雇用する障害者の数という「量」の面だけではなく、働く環境などの「質」の面でも適切に対応することが、以前にも増して課題になっているといえるだろう。

資料1 雇用されている障害者の数の推移



資料2 障害者の実雇用率と法定雇用率達成企業の割合



資料3 現行および今後の法定雇用率

事業主区分	法定雇用率		
	現行	2018年 4月以降	2021年 4月より前 ^注
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の 教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

(出所)厚生労働省資料より筆者作成
(注)具体的な次回引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされる